

# 山梨県公報

号外第五十号

平成十六年  
十月十九日

火 曜 日

## 目 次

### 監査委員

監査の結果に基づき措置状況……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成十六年十月十九日

山梨県監査委員	高	石	康
同	早	川	正
同	前	島	茂
同	高	尾	堅
			一 松

#### 1 監査対象事項

○森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部の補助金執行について  
○財政援助団体の経営状況及び財政状態並びに事業の運営について

#### 2 監査の結果に関する報告の公表

平成 16 年 4 月 23 日付け山梨県公報号外第 22 号

#### 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

##### 指 摘 事 項

森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部の補助金執行について  
＜総括的事項に関する指摘と意見＞  
補助金は

##### 講 じ た 措 置

○時代状況の変化から制度創設時の必要性が薄れていないか。  
○市町村や民間との役割分担は適切か。  
○事業効果は上がっているか。  
○現行の補助率は適正か。  
などの観点から常に検証し、見直しを進める必要がある。

平成 15 年度策定した「行財政改革プログラム」において、県単独補助金については、以下の観点からその目的や効果を制度の根本に立ち返り検討し、集中的に見直しを進めている。  
(1) 所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化  
(2) 地方分権の進展による県と市町村との関係を踏まえた役割分担の明確化  
(3) 市町村と県の財政負担の適正化  
(4) 行政の責任分野や経費負担の在り方

「新たな県民ニーズに対応する施策を始める場合には、必要性の薄くなった別の既存施策を廃止、休止することにより、その財源を生み出していく」工夫や、「常に施策の優先順位を意識し、時代変化に敏感に対応して施策を選択し、ダイナミックに入れ替える」発想が、県庁内の各組織に根付き、各部において自発的・主体的に行われるようになっていることが、今、求められている。

#### ○長期継続補助

長期継続のみを理由に、その適否を論じることができないが、時代変化への適合の状況を事業ごとに精査し、創設時の必

新たな政策アセスメントを運用する中で、所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化等の観点から、終期設定をはじめ必要な見直しを進めていく。



については、時代変化への適合や役割分担の明確化の観点から、施策・事業ごとにその必要性を精査する必要がある。

その上で、なお継続する補助金については、交付事務の効率化を進めるとともに、メニュー化、統合化を検討するなど、交付手続きの適正を確保しつつ、より費用対効果に優れた補助へと再構築していく必要がある。

#### ○少額・定額補助

少額で定額の補助は、補助対象事業が明らかでない傾向がある。

そのことにより、効果の判定が難しいものとなり、補助金創設時の目的がどの程度達成されたのか等の補助金存否にかかると重要な情報を得ることが難しくなっている。

また、少額補助金の中には、終期を設定しているものも散見されるが、ほとんどが終期の設定を行っていない。

少額で定額の補助金にみられる問題点への対応のためにも、終期設定の義務化を検討すべきものと考ええる。

#### <高額補助>

##### 1 森林環境部

#### (1) 山梨県合併処理浄化槽設置整備事業補助金

公平性を検討すべきもの  
当該補助金は、合併処理浄化槽の設置者に助成する国庫補助事業を実施する市町村に対する補助金であり、当該事業未実施の市町村にあつては、浄化槽を設置しても全額設置者負担となつてしまう状況が存在する。

このため、在住する町により補助金の交付を受けられる者と受けられない者が生じてしまうことがある。県は、該当市町村と協議し、公平を保つよう改善を図ることが望ましい。

見直しに当たっては、特に県が補助する必要性が認められるものについては、零細化のコスト上の懸念をなくするため、同種の補助金との統合化を図るなど再構築を図った。

この他の補助金についても、新たな政策アセスメントを運用する中で、所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化や役割分担の明確化等の観点から、必要な見直しを図っていく。

平成16年度当初予算編成において、全額の零細補助金(50万円以下)について見直しを行った。

この他の補助金についても、新たな政策アセスメントを運用する中で、所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化等の観点から、定額補助金の在り方や終期の設定等を判断し、必要な見直しを図っていく。

国は、浄化槽(合併処理浄化槽)を設置しようとする者に対して市町村が助成する場合には、その市町村に対し補助する浄化槽設置整備事業を行っており、県は、この国庫補助事業の対象となった市町村に対して、上乗せ補助を行っている。

これまで、市町村に対して、地域の実情に応じた汚水処理施設(下水道、農業集落排水、浄化槽等)の整備を行う中で、この補助事業を活用した浄化槽の整備を指導してきたところである。今後、当該事業を積極的に活用する

よう指導し、当該事業の実施市町村の拡大を図る。

県は、当該補助制度について広報紙(ふれあい)などによりPRを行っているが、今後、企業側にも車内広告などのPR活動を行うよう強く協力を求めたい。

- (2) 山梨県低公害バス普及促進事業費補助金
  - ① 広報活動を検討すべきもの  
当該低公害バスには導入したバス会社の環境への取り組みをPRする塗装しかほどこしてなく、県がこれだけ多額の補助を行っていることについて、県民のほとんどは知らないところである。  
環境首都山梨を謳う本県にとって当該低公害バスを利用してのPR活動も検討すべきと考ええる。
  - ② 交付申請の際に添付する書類について留意すべきもの  
補助対象となる「車両」の価格証明が、原本のものと写しのものがあった。  
また、証明書のあて先が山梨県知事としていたものもあて先のないものがあった。  
扱いを統一しよう留意されたい。
- (3) 山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金  
補助金の効果的執行を図るべきもの  
6年間の実績についてみると、年間就労日数が250日以上は年々減少し、100日～199日は22%増加している。  
このような傾向となった背景には、様々な要因があるものと考えられるが、原因分析、就労日数区分(階差)の見直しと合わせて補助効果の向上を図るよう検討すべきである。
- (4) 山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金

「車両」の価格証明書は、補助金申請者が申請書に添付すべき書類であり、申請者がバス製造会社から取得することになるため、証明書のあて先は申請者とし、申請書にはその写しを添付するよう扱いを統一した。

就労日数の多い階層における就労者の減少については、週40時間労働の浸透及び事業量の減が一因と思われるが、正確な原因分析を行うため、本事業を実施している事業体に対しアンケート調査を行った。  
また就労日数区分の見直しについては、上記アンケート調査の結果も踏まえて、事業体及び関係機関と協議を行い、その結果に沿って要綱の改正等の検討を行う。



<p>①補助金交付要綱を是正すべきもの 平成14年度において、事業計画及び交付申請時には事業内容に記載されていない施設・備品等の購入、あるいは購入資産の変更等が多数の事業で見受けられた。 購入資産の内容変更・金額変更等が行われた場合にも変更承認申請書を知事に提出するよう、現在の要綱を是正すべきと思われる。 また、交付意思決定権限者の判断を裏付ける変更理由、協議内容等がわかる資料を作成すべきである。</p> <p>②補助事業者の消費税申告書を確認すべきもの 補助金の算定に当たって簡易課税事業者及び免税業者については、消費税を上乗せしているが、事前に入手した「消費税簡易課税制度選択届出書」等の確認だけでは、事業実施主体が課税事業者に変更していた場合には消費税分を過大支給してしまう可能性がある。 実際に補助金の交付対象資産が稼働される年度の実施主体の消費税申告書を取り寄せて一般課税事業者でないことを確認すべきであり、要綱上明確にすべきである。</p>	<p>事業の内容変更・金額変更等について軽微な変更と重要な変更との区別の具体的な基準を設定し、重要な変更の場合は知事に変更承認申請を提出し変更の承認を受けるよう要綱の改正を行う。</p>	<p>補助事業の採択に当たっては、どの路線を優先して採択したか、その過程を示す書類が備えられていない。 採択過程の書類を備えておくべきである。</p> <p>(7) 小規模林道事業補助金 ①補助事業の採択過程の書類を保管すべきもの 補助事業の採択に当たっては、どの路線を優先して採択したか、その過程を示す書類が備えられていない。 採択過程の書類を備えておくべきである。</p> <p>②補助金交付要綱に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの 2 事業路線において、平成 14 年の進捗状況報告書及び工事変更理由書が徴収・保管されていない。 要綱に定める書類は、徴収・保管すべきである。</p> <p>③事業効果の測定（アセスメント）をすべきもの 小規模林道事業についても、国の補助対象事業と同様な基準を設けて費用対効果の測定をすべきである。</p> <p>2 商工労働観光部 (1) 地域産業情報推進事業費補助金 補助金額のうち給与費については実績額によっているが、庁費（光熱水費）は特に平成8年度実績額に固定する形で補助金額が定められている。 補助金額を固定することにより、毎年度実績で支払うことによる事務の煩雑化を避けること、及び固定化して上限を定めることによる経費削減を促進することがないとはいえないものこの、この補助金は運営費補助であること</p>
<p>(5) 林道改良事業補助金 補助事業の採択過程の書類を保管すべきもの 補助事業の採択に当たっては、どの路線を優先して採択したか、その過程を示す書類が備えられていない。 採択過程の書類を備えておくべきである。</p>	<p>要綱の改正を行い、簡易課税事業者及び免税業者については実績報告の提出時に事業実施主体の「消費税及び地方消費税の申告書」を添付することにより、一般課税事業者でないことを確認していくこととする。</p> <p>平成 16 年度より、その採択過程が明確となるよう書類を整備（起案処理）する。</p>	<p>平成 16 年度より、その採択過程が明確となるよう書類を整備（起案処理）する。</p> <p>要綱に定める書類等の徴収・保管に当たっては、遺漏のないよう注意を喚起したところである。</p> <p>対応できる可能性があるため、今後、その方法等について検討することとした。</p> <p>補助事業に要する経費は、予算編成時に概算を行い算定しているが、光熱水費については毎年の変動があり、予算編成時点ではその正確な算定は困難であるため固定化してきた。 平成 17 年度以降の予算編成に当たっては、これまで固定化していた光熱水費の補助額を見直し、過去の光熱水費の使用実績を考慮して補助額を算定する。 また、経費抑制を促すため、補助額の確定に当たっては、補助金は予算の範囲</p>
<p>(6) 林道舗装事業補助金 補助事業の採択過程の書類を保管すべきもの</p>	<p>平成 16 年度より、その採択過程が明確となるよう書類を整備（起案処理）する</p>	<p>平成 16 年度より、その採択過程が明確となるよう書類を整備（起案処理）する。</p>

とから、補助事業に要する経費（庁費）の補助額算定にあっては、必要性を適正に吟味し、固定することなく各年度事業費に見合ったものとするよう検討すべきである。

(2) 県産品販路開拓促進費補助金  
山梨県観光物産連盟一般事業費補助金

補助対象事業についての調整を要するもの

平成 14 年度、産業交流課からは県産品販路開拓促進事業費補助金交付要綱に基づく「県産品販路開拓促進費補助金」が、観光課からは山梨県観光物産連盟一般事業費補助金交付要綱に基づき「(社)山梨県観光物産連盟一般事業費補助金」が交付されている。

それぞれ補助対象事業の中に人件費補助が別に算定されており、補助金相互間での調整を要する現象も出ていたことから、要綱の統合等につき工夫されたい。

(3) 山梨県運輸振興事業費補助金

①補助金のあり方について検討すべきもの

平成 14 年度の県トラック協会への交付額は、99,103 千円であるが、基金(近代化: 389,902,548 円、緊急倉庫: 50,000,000 円)への繰り入れが、近代化基金 22,111,574 円、緊急救援物資備蓄倉庫等建設基金 10,000,000 円の計 32,111,574 円と補助金額の 32 %を超える額となっている。

説明によると、積み立て目標額の設定は考えていないとのことである。

しかし、制度の発足が軽油引取税の税制からみであること、また、国の指導によるものであること等の事情があるにしても、基金の積み立てについては、目標額を定めて実施するよう指導すべきである。

内で交付することとし、適正な予算執行が行えるよう見直す。

2 つの補助金のうち、県産品販路開拓促進事業費補助金の人件費については、県産品販路開拓事業に要する経費のうち、補助事業に要するプロパー職員及び臨時職員に関する人件費を補助するものであり、山梨県観光物産連盟一般事業費補助金の人件費については派遣法に基づく県職員の人件費を補助するものである。

物産と観光の事業費、プロパーと派遣職員の人件費と性格の違いはあるものの、事務の効率化と補助制度の簡略化を図るため、当該補助金交付要綱の統合等について改正を進める。

緊急救援物資備蓄倉庫等建設基金については、平成 14 年度に目標額(5,000 万円)に達し、以後、基金の積み立ては行っていない。  
近代化基金については、包括外部監査の指摘を踏まえ、目標額を定めるよう、協会に要請したところ、目標額が設定された。

事業規模を明らかにしたうえでの補助制度とするよう検討されたい。

②補助事業の執行につき指導を徹底すべきもの

貨物自動車運送地方適正化事業のうち「荷主懇談会」と「労務対策講習会」又は合理化・近代化に資する事業のうち「近代化セミナー」の開催日及び参加者名簿を確認したところ、8 回実施されたうちの3回は、開催場所と日が重なり(時間はずれては、参加者も同一となっていた)。

補助事業の重複ではないかという疑問をもたれることのないよう、補助事業の執行についての指導を徹底されたい。

(5) 山梨県地域産業総合支援事業費補助金

補助事業計画の策定を適切に行うべきもの

地域新事業資源発掘交流連携事業のうち、以下の5事業については、申請時の予定と実績が大きく異なる。

- ・ベンチャープラザやまなし  
申請時: 909,100 円  
実績時: 119,126 円(対予算比: 13.1 %)
- ・OJT 県内企業技術研修事業  
申請時: 2,880,000 円  
実績時: 135,417 円(同: 4.7%)
- ・OJT 派遣研修事業  
申請時: 3,000,000 円  
実績時: 11,207,091 円(同: 373.6 %)
- ・ビズネットパーク-派遣事業  
申請時: 5,130,000 円  
実績時: 1,487,166 円(同: 29.0 %)
- ・研究開発人材育成事業  
申請時: 3,404,000 円  
実績時: 662,480 円(同: 19.5 %)

当該補助金における細事業については、重複のないよう、指導を行っている。なお、平成 15 年度以降、荷主懇談会の開催は行っていない。

各事業の計画額と実績額との間に 20 パーセントを超えるような変更が生じた場合についても、変更承認申請書の提出を求めるよう、補助金交付要綱の改正を行う。

<p>特にベンチャー・ブザーやまなし、OJT県内企業技術研修事業については、ほとんど事業の遂行が無いと言っているほどの実績であり、事業計画の策定に問題があるといえ、実行可能性を加味した計画を策定すべきである。</p> <p>県の説明によると、この変更は、事業全体を4区分(1新事業創出支援体制強化事業、2地域新事業資源発掘交流連携事業、3新事業推進企画・調査事業、4新事業支援施設強化事業)したうちの第2区分の中の事業間の変更で、「要綱川」に知事の承認を要する変更にあたるとは考えられないことである。</p> <p>しかしながら、事業によっては計画額に対して95.3%の削減をしながら変更手続きを要しないとする解釈は疑問な点が多い。</p> <p>補助制度は、公金の支出による助成であることを踏まえ、補助金交付規則並びに交付要綱の規定の趣旨を改めて確認しながら補助金関係事務に従事する必要がある。</p> <p>(6)富士川地域地場産業振興センター運営費補助金 補助対象経費以外の用途に補助金を当てる扱いとなっているもの 平成14年度、固有職員にかかる給与減額分を減価償却費引当金に充当する扱いとしている。 補助要綱に定める補助対象経費以外の用途に補助金を充当する扱いとなっている。 この種の場合の取り扱いについて検討されたい。</p> <p>(7)山梨県郡内地域地場産業振興センター補助金 補助額の決定に当たり留意すべきもの 補助金のうち運営費の分について余剰分を次期繰越収支差額としている。</p>	<p>平成15年度分補助金について、減価償却費引当金は補助対象外経費のため運営費として執行せず、余剰運営費に係る補助金は減額し、執行しないこととした。</p> <p>運営費の余剰分については交付元にてそれぞれ返還すべきものであるため補助金充当せず、額の確定において減額し執行</p>	<p>この次期繰越収支差額は翌期に経営安定預金支出で処理される。 補助の目的が経費負担である以上利益留保されるべきでなく、本来は交付元にそれぞれ返還すべきものである。</p> <p>(8)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター振興費(運営費)補助金 山梨県富士川地域地場産業振興センター運営費補助金(再掲) 山梨県郡内地域地場産業振興センター補助金(再掲) 補助要綱の内容につき調整を要するもの 補助の趣旨が地場産業の振興という共通のものでありながら、補助要綱の表現に差があるものが見受けられた。要綱の統合ないしは表現の統一を図るべきである。</p> <p>(9)山梨県観光物産連盟一般事業補助金 補助事業に係る支払につき指導すべきもの 社団法人山梨県観光物産連盟では、平成14年度末で3件1,710,000円の未払金を計上している。 その内2件920,000円は4月、5月に支払が行われているが、他の1件790,000円は監査日(10月2日)においても支払が行われていない。 請求書受領(平成15年3月31日)後6カ月もの間支払が行われていないのは正常な取引とはいいがたく、補助事業の執行にあたっては適時適切に行うよう指導すべきである。</p> <p>(10)山梨県観光物産連盟特別事業補助金 補助金交付要綱を定めるべきもの この補助金は、社団法人山梨県観光物産連盟に昭和52年度より信玄公祭り実行委員会及び各地方行事の運営費補助として交付されているものである。</p>	<p>しないこととした。</p> <p>要綱の統合については、補助対象経費に差異があるため難しいが、表現の統一については、改正を行う。</p> <p>県財務規則に準じ、補助事業の執行にあたっては適時適切に行うよう指導し、取り扱いは徹底を図った。</p> <p>平成16年3月に当該補助金交付要綱を制定した。</p>
---	---	---	---



補助の根拠は、山梨県補助金等交付規則に基づいており、補助金交付要綱が作成されていない。  
補助行政を適正に実施するため交付要綱を定めるべきである。

(11) 山梨県職業能力開発協会費補助金補助対象事業の範囲を超える用途に使用されているもの

協会は、「備品等購入積立金」に2,300,000円を積み立てているが、山梨県職業能力開発協会費補助金交付要綱は、補助対象事業として「積立金」の造成を入れていない。

協会は、昭和57年度決算で3,990,533円の剰余金を計上し、そのうち、2,000,000円を「設備及び車両等購入準備金」に積み立て、残りを翌年度繰越の扱いとしていた。

その後、昭和58年4月1日に各年度の決算時点で剰余金が出た場合は、技能検定に使用する備品を調達するための「設備及び車両等購入準備積立金要綱」を定めた。

国の「技能向上対策費補助金交付要綱」、県の「山梨県職業能力開発協会費補助金交付要綱」では、「積立金」に使用することは予定されていない。国の了解の下に行っていることであるが、準備金の積み立てを認めるとするならば要綱の定めに工夫する必要がある。

### 3 農政部

(1) 農業会議費補助金

① 日当を規程どおり支給すべきもの  
山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程によると、県内旅行にかかる日当は1,000円と定められているが、平成14年度実績報告によると1,600円支給されている。  
旅費は補助金の対象経費であり、規

国の技能向上対策費補助金は、本県の認定訓練生徒数、技能検定実技試験受験申請者等の過去の実績数値、技能検定実施職種数等の予定数などにより交付額を決定しており、県は、国と同額の補助金を交付している。

協会の収入は、会費収入、事業収入、補助金等で構成されているが、会員の拡大による決算剰余金は、協会として自主財源確保の努力の成果であり、補助対象事業の執行上の残額ではないものと解釈している。

国でも、会費収入増による決算剰余金については、補助金の返還対象としていない。

今回指摘された積立金については、国は、備品等の購入のための積立金では、問題ないとしているが、県の要綱上では、曖昧な表現（その他知事が必要と認める経費）となっているので、明確な内容にすべく要綱改正した。

「日当」、「旅費」とも「山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程（昭和29年9月1日施行）」に基づいて支給されているが、公共交通機関等の運賃改定に伴う規程の改定が平成元年の改定以降行われていないまま、内規のみ改定し支給されていた。

程どおりの支給をされたい。  
② 旅費の基準を定めるべきもの  
の  
常任会議員旅費については「山梨県農業会議会議員報酬及び費用弁償規程」において「乗車に要する運賃」とされている。  
具体的金額については、実費相当額とされているが算定根拠が明確でない。

(2) 山梨食肉流通センター施設整備償還金補助金

補助額の算定に当たり、他の出資者の負担を定めるべきもの

国の指導によって整備しなければならぬ衛生関係設備に関しては、まず、農畜産振興事業団が投資額の半分（又は3分の1）を補助し、残りを食肉流通センターが市中銀行から借り入れて資金調達している。

この借入金償還額が補助金によってまかなわれている。

食肉流通センターは、株式会社であり、県の出資割合は約36%である。県以外にも、農畜産振興事業団、全農やまなほ、県食肉業界も出資し、それぞれ立場で食肉流通センターの支援を行っているが、同社の設備投資にかかる金融機関への返済額の補助については県のみで、他の出資者は特に負担していない。

株式会社で有限責任であるとはいえ、経営上の重要な問題であることから、出資者間で協議し他の出資者にも応分の負担（行政目的達成との関係で同等の負担にする必要はないが）を求め、補助金削減の方向で一層の努力が求められる。

今後の設備投資に当たっては、関係者との十分協議し、負担のあり方について検討すべきである。

算定の根拠となる「規程」を早急に改定するよう指導し、農業会議からも速やかに対応するとの回答を得ている。

山梨食肉流通センターは、と畜場法及び卸売市場法に基づく県内唯一の家畜の出荷拠点であり、県民に新鮮で安全な畜産物を供給するという公共性の高い業務を行っている。

このため、他県の類似施設においても、施設整備は自治体の責任で行っている例が多いことから、今後の施設整備についても国と県の負担で行うこととした。

なお、施設整備以外の食肉流通センターの運営については、引き続き株主としての協力を求めるべくとする。

<p>(3) 土地改良事業推進対策事業費補助金派遣職員人件費の扱いに適切を欠くもの</p> <p>平成14年度から派遣職員人件費について、当補助金に含めて交付しているが、補助金の根拠である「山梨県土地改良事業等補助金交付規程」に、派遣職員人件費について規定しないまま処理しているのは適切でない。</p>	<p>平成15年度末に、山梨県土地改良事業等補助金交付規程の条項に、派遣職員人件費を含む旨の運用を定め、平成16年度から施行することとした。</p>	<p>となる資料が保管されていなかった。負担額の算定根拠となる重要書類がないことには、補助金交付の妥当性を検証することができず、今後も同様の事例が生じた場合に公平性の観点から問題が生じることも予想される。</p> <p>山梨県行政文書管理規程（平成12年3月31日山梨県訓令甲第10号）では、「案件終了後10年間は文書を保管することとなっている。</p> <p>この補助金は、いまだ継続中のものであり、協議そのものは10年前であっても、案件が終了したわけではなく、当然保存されていなければならぬものである。</p> <p>県行政文書管理規程に則り厳正に取り扱われたい。</p>
<p>(4) 農業集落排水事業普及促進費補助金助成の枠組みの基本を見直すべきもの</p> <p>「農業集落排水事業普及促進費補助金」の補助金交付要領第2では、補助金の使途として、職員給与費、器具費等、公債費、PR事業費の4件を掲げている。</p> <p>このうち公債費については、農業集落排水事業に当てられる資金であり、別途補助金として支出されている「農業集落排水事業費補助金」と趣旨が異なる。</p> <p>「農業集落排水事業普及促進費補助金」のうち公債費部分については、今後の取り扱いを検討されたい。</p>	<p>今回の指摘事項を含め「農業集落排水事業費補助金」については、山梨県行政改革プログラムにおいて見直しを行うこととしている。</p>	<p>(6) 県単土地改良事業費補助金補助対象事業の変更に係る事務処理を適正に行うべきもの</p> <p>富士北麓・東部振興局管内の上野原町で行われた、ポンプの部品交換工事において、入札による改修工事費の落札差額分が工事雑費に流用されている。</p> <p>このような場合、「山梨県土地改良等補助金交付規程」第6条によると、変更の承認を受けなければならない場合に該当するにもかかわらず、所要の手続きを取ることなく流用したもので適正な運用とはいえない。</p>
<p>(5) 笛吹川沿岸畑地かんがい事業推進対策事業補助金補助金額決定の根拠となる重要書類が保存されていないもの</p> <p>本補助金は、平成2年度に県、市町村、農家の協議によって、県の負担が決められ、その協議によって補助金の支出が決まったものである。</p> <p>負担割合の決定に関しては合理的な算定基準があるわけではなく、補助金の総額がこの協議によって決定された以上、当該協議の経過等の記録が補助金額決定の根拠となる重要書類である。</p> <p>しかしながら、監査日（平成15年11月18日）現在、補助金の支出根拠</p>	<p>当該補助金は協議を行い決定されたわけではなく、公益上の理由により、県が制度を創設し、単年毎に補助の必要性等を精査し交付しており、結果的に継続交付されている。</p> <p>したがって、県の負担割合を決定する趣旨の協議録については、当初より存在していない。</p> <p>しかし、今後については、書類の保存の必要性及び期間等を熟考の上、県行政文書管理規程に則り適正な処理に努めたい。</p>	<p>(7) 基盤整備促進事業費補助金補助対象農道舗装工事に係る変更理由が不明なもの</p> <p>富士吉田市大明見地区の農道2号線の舗装工事についての変更申請書に、変更請負契約書が添付されているが、その中に「(2)工事の施工方法の一部を別紙設計書のとおりとする。」とされている。</p> <p>町に釈明書の提出を求め、事務処理について指導を行った。</p> <p>平成16年度以降については、本補助金事務を行っている関係職員に対して、「山梨県土地改良事業等補助金交付規程」に基づき手続きについて、再度、周知徹底を図るとともに、事業主体となる市町村に対しても適正な運用が図れるよう指導の徹底を行った。</p> <p>指摘事項については、速やかに必要書類を整備した。</p> <p>なお、今後とも補助事務が適正に処理されるよう、改めて関係職員及び事業主体となる市町村に対して、手続きの徹底を図った。</p>



しかしながら、別紙設計書がなく、その変更理由が書類上不明である。変更申請書については、その変更理由の記載を必須のものとするとともに、補助金の交付手続きにおける審査を適正に行われたい。

#### 4土木部

#### (1) 山梨リニア実験線関連公共事業補助金

事前協議を経ないまま事業執行しているもの

平成2年度、山梨県と日本鉄道建設公団関東支社、財団法人鉄道総合技術研究所浮上式鉄道開発本部及び東海旅客鉄道株式会社建設工事部（以下「鉄道公団等」と言う。）との間でリニア実験線建設に伴う関連工事に関する協定書（以下「協定書」と言う。）を取り交わしている。

協定書によると、市町村が実施するリニア実験線関連工事について、既設の市町村管理道路に関して、既設幅員までの工事に要する費用は鉄道公団等が負担し、拡張部分の負担は県が負担することとされている。

平成14年度、山梨リニア実験線関連公共事業補助金の交付状況をみると、秋山村・中野栗谷坂崎線（事業費：50,000千円、県補助金：25,000千円）、境川村・10号線（事業費：50,000千円、県補助金：25,000千円）、大月市・近ヶ坂線（事業費：157,000千円、県補助金：43,500千円）が交付されている。

リニア実験線関連工事については、先行区間（協議済み。）と一般区間に区分されているが、一般区間である秋山村施行の工事については、鉄道公団等との事前協議が行われないうまま施行されており、協定書に定める負担（県が補助金として交付した額のうち、既

リニア実験線関連工事の施行にあたっては、平成2年8月締結した「リニア実験線建設に伴う関連工事に関する協定書」において、あらかじめ、鉄道公団（現独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）等と協議の上、施行することとしたものであるが、事業計画が未確定の一般区間関連工事については、これまでのところ、鉄道公団は、「一般区間の事業計画等が未確定であり、予算措置がなされていない時点で協定書に基づく協議には応じられないので、事情等を賢察のうえ、ご理解賜りたい。」として、協議が整っていない実情にある。県としては、リニア実験線関連工事すべての施行にあたって、協定書に基づく協議をすべきものとして、これまで、再三にわたり協議に応じるよう鉄道公団に求めているところであり、今後においても引き続き協議を求めていく考えである。

なお、協定書の定めによる費用負担割合については、毎年度試算し、その結果を鉄道公団に示しているところであるが、今後も引き続き毎年度末における累計試算結果を示していくこととしている。

設の道路幅員に係る工事費用）をもとめる際の混乱の原因になる恐れがある。

県は、平成9年1月、平成11年9月、平成15年10月と協議を求めたが、鉄道公団等が「一般区間の事業計画が未確定である。」ことを理由に、協議に応じないという経緯があった。そうした中での事業執行との説明であるが、事業全体の執行の枠組みを逸脱する扱いとなっている。鉄道公団等との協議に向けての一層の努力が求められる。

#### (2) 公共下水道普及促進費補助金要綱の守り手続すべきもの

要綱（第3条）では、「補助金の交付を受けようとする市町村は、別に定める日までに補助金交付申請書を知事に提出しなければならぬ。」と規定している。

「別に定める日」は特に規定されていないが、現状では補助金交付申請書は年度末近くに提出されている。事業実施前に補助金交付申請書を提出すべきであるが、事業に着手しているにもかかわらず申請書が出していないのは問題である。

本来の要綱の趣旨に沿った申請手続きが必要である。

#### <少額補助金>

##### 1 森林環境部

(1) 恩賜林保護団体林業振興基金運営費補助金  
貸出実績のない補助金の廃止を検討すべきもの  
恩賜林保護団体林業振興基金は、平成11年度から貸出実績がなく、また財政状況は補助がなくても運営に支障を来す恐れがないことから、補助金の趣旨とその必要性に鑑み、廃止の方向で検討する必要がある。

平成15年度、県行財政改革プログラム（県単補助金の見直し）に基づき、公共下水道普及促進費補助金の見直しを図り、併せて要綱等の改正を行い事業実施前に補助金交付申請書を提出すべきこととした。（平成16年4月1日改正）  
なお、上記改正等により平成16年度は該当市町村すべてで事業実施前に申請書が提出されている。

平成16年度予算編成の中で見直しを行い、廃止することとした。

<p>要がある。</p> <p>(2) 富士五湖適正利用推進事業費補助金 県事業との調整の上廃止を検討すべきもの</p> <p>本補助事業は、富士五湖適正利用推進協議会が行う普及・啓発及び監視・指導に係る騒音の測定、パンプレットの作成等に対して20万円の定額補助を行っている。</p> <p>しかしながら、例えば監視・指導のパトロールにおいては県職員も参加し活動しており、県と協議会の役割を見直し、協議会の自立した事業運営への移行を促す時期にきているものと認められる。</p>	<p>平成16年度予算編成の中で見直しを行い、廃止することとした。</p>	<p>統合等補助金のあり方について検討すべき時期にきているものと認められる。</p> <p>(6) 鳥獣保護事業補助金 委託事業化を検討すべきもの この補助事業は、鳥獣保護施設として巣箱・給水器等の設置を主な内容とするものである。 現行補助方式よりむしろ委託方式による事業執行が適切と思われるので検討されたい。</p>
<p>(3) 山梨県合併処理浄化槽普及促進協議会補助金 補助金の廃止を含めて検討すべきもの 本補助事業の補助金の性格は、奨励的補助とするには10万円の補助金のうちには負担的要素を包含するものであり、極めて少額であることから、補助効果は期待できないものと認められる。</p> <p>創設後、10年を経過していることから補助事業の成果を検証し、補助金の廃止を含めて検討すべきである。</p>	<p>平成16年度予算編成の中で見直しを行い、廃止することとした。</p>	<p>(7) 有害鳥獣駆除事業補助金 費用対効果の観点から見直しを行うべきもの 補助金額は毎年度同額であり、特定事業に対する補助というよりは運営費的に使用されている。 補助金の大部分は、駆除体制整備費として6地区から支部を通して約145の分会に支給されている。 1分会等に換算すると5千円以下であり、支給の効果としては疑問である。 また、各地区の収支決算書は作成されているが、分会等単位の収支決算書等は作成されておらず支出内容が不明確である。 県と市町村の役割分担を明らかにする観点から、事業の基本に立ち返った見直しが必要な時期にきている。</p>
<p>(4) (社) 山梨県産業廃棄物協会補助金 自立した事務執行ができる団体への補助金の廃止を検討すべきもの 補助の趣旨は了とするものの、協会の財政基盤は安定しているものと認められることから、補助を要するものとは認め難い。</p>	<p>平成16年度予算編成の中で見直しを行い、廃止することとした。</p>	<p>(8) 優良苗木生産事業補助金 外部環境変化を考慮して見直すべきもの 林業種苗法(昭和45年制定)において義務付けられた林業用苗木の検査を推進するため、昭和46年度から奨励的に当該補助を実施することとなった。この間、大幅な見直しをすることなく現在に至っており、補助金設置当初</p>
<p>(5) 富士山美化清掃活動補助金 補助金のあり方につき見直すべきもの 同趣旨で他の団体に交付されている「富士山美化啓発活動費補助金」との</p>	<p>類似した富士山美化啓発清掃活動費補助金とは主たる活動地域(主として富士山の五合目以上)が異なるが、施策目的</p>	<p>の対象である富士山地域の美化清掃・啓発活動に差異はないことから、統合を進めることとする。</p> <p>平成16年度当初予算編成の中で見直しを行い、委託事業化した。</p> <p>体制整備費は、支部・分会ごとに行う体制整備のための打合わせ、紙代、実際の出動の際の電話等での連絡に充てられ、1分会あたり数千円の支給で体制の整備ができていたことを考えると支給の効果は十分であると考えている。 分会等単位での収支決算等については使途を明確にできるように(社)山梨県猟友会に報告書を作成させることとした。 現状において、駆除の許可権限により県と市町村の役割分担はできていると考えるが、特定の鳥獣による農林業被害が深刻化しつつある現状を考慮し、より効果的な補助の方法についても更に検討を進めたい。</p> <p>種苗需要は減少傾向にあるが、当該補助は林業種苗法の対象樹種であるスギ・ヒノキ等に限られており、長期的視点に立たなければならぬことから、従来どおり継続していく必要がある。 ただし、検査体制が整備された団体への補助を打ち切り、補助先を2団体から1団体に削減した。</p>

の目的達成度及び苗木需要の減少等を考慮し、その効果を検証し、県の関与のあり方、2団体を対象とすることの是非等について改めて考え直すとききてきているものと考ええる。

## 2 商工労働観光部

(1) 山梨県貿易振興協議会事業費補助金  
事業量に見合う補助額とするよう運用を改めるべきもの

平成14年度事業についてみると、計画事業予算607,000円に対して144,000円の補助金交付決定がされている。

これを実績報告で見ると、総事業額477,870円で、実績事業量が計画事業量に対して20%を超えて減っているにもかかわらず、補助金額は当初の交付決定のまま、額の確定をしている。

この補助金の名称にもある「事業費」に対する補助であるならば、事業量に見合う補助額がいくらになるかを検証して、補助額を確定する仕組みとするよう検討されたい。

(3) ワイン入門講座開催事業費補助金  
創設に当たり趣旨が重複する補助金との調整を行うべきもの

「ワイン産地振興事業費補助金等交付要綱」で交付されているものとして、「ワインフェスタ」開催事業、「県産ワインキャンペーン」事業、「ワイン公開講座」開催事業の3事業及びワイン産地の振興に寄与すると認められる事業に要する経費の2分の1以内を補助することとし、平成14年度は、4事業合計で7,000,000円を交付している。

それに加えて平成14年度には、「ワイン入門講座開催事業」に対する補助金を交付(補助金額495,000円)している。

説明によると、既存の「ワイン公開講座」は県外者を対象とするもので、新設の「ワイン入門セミナー」は県内在住者を対象とするものとのことである。

平成16年度から、定率補助に変更した。

平成16年度以降の「ワイン入門セミナー」については、50万円以下の少額補助金ということからも当該補助制度を廃止することとした。

これは、対象を異にするものの、明らかに同種事業といわざるを得ないものであり、補助事業の設定に当たった際の検討が十分であったのか疑問がある。  
新たな補助金の創設に当たっては、公益上の必要性についての検証を十分行い、重複の恐れのあるような内容のものを創ることのないよう留意すべきである。

(4) 地場産業センター施設改修費補助金  
補助の創設に当たり対象団体の経営状況を考慮に入れるべきもの

平成14年度事業として、地場産業センター建物の老朽化部分を改修し、展示販売施設の見直しを行うための基本設計(200万円)を実施することとし、その設計経費を県、市町村、業界、センターがそれぞれ4分の1を負担する協議のもとに、補助するものである。

地場産業センターには、他に中小企業高度化資金償還金を補助し、運営費を補助しており、施設老朽化への対応のための補助金を交付することの是非を議論する時期にきているものと考えられる。

補助団体の経営状況が自立した事業運営の可能な状況にある場合には、補助団体の自立に向けた努力を促し、可能な限り早く自立するように仕向け、補助団体からの脱却を指導すべきである。

このように考えると、この団体に対する少額補助金の交付のあり方は、再考の余地ありといわざるを得ない。

(5) 山梨県観光果実園振興協議会補助金  
自立した事業運営への移行を指導すべきもの

県補助金とはほぼ同額の繰越金を計上していること、補助額が底額であること等を踏まえて廃止するべきである。

平成14年度の基本設計は、平成15年度の本体工事(改修工事)に先だって行われたものであり、負担割合についても本体工事の負担割合に基づいたものであったため少額補助金となったものである。  
今後、地場産業センターへの補助金の交付に当たっては、補助団体の財政状況を勘案しつつ関係者とも協議しながら、少額補助とならないよう配慮していく。

当該補助金は、平成15年度をもって廃止した。



<p>(6) 水上安全事故防止対策費補助金 市町村事業との調整の上廃止すべきもの</p> <p>平成14年度実績報告によると、各団体には毎年同額が交付されているが、事業実績としての監視員報酬、パトロール燃料代、浮標管理委託料、湖上保険、救命胴衣いすれをとっても地元町村事務ないしは地元事業者負担で行われるべきものと考ええる。 県・市町村間の役割分担明確化の視点から廃止すべきである。</p>	<p>当該補助金は、平成15年度をもって廃止した。</p>	<p>という状態が続いている。 仕組みそのものが現時点でのニーズに合っていないことを示すものであり、廃止を視野に入れて検討すべきである。</p> <p>(10)山梨県メーデー関係事業補助金 見直しが求められるもの 県の財政状態が置かれている状況や事実上の労働運動に対して税金を使っ て助成することが、「公益上の必要」 がある補助といえるのか疑問無しとし ない。 定額補助で事業の成果を検証するこ とができないものであり、また、創設 後25年を経過し、社会経済情勢の変化 を踏まえた見直しが求められるもの と考える。</p> <p>当該補助金は、平成15年度をもって廃 止した。</p>
<p>(7) 山梨県観光土産品公正取引協議会事 業補助金 自立した事業運営への移行を促すべき もの</p> <p>平成14年、前年度繰越248,635円、 収支差額259,038円と、毎年度補助金 を超える繰越金を計上している。 これは、山梨県観光土産品公正取引 協議会が自立してその事業を運営でき ることを示すものであることから、こ の補助金は、廃止すべき時期にきてい るものと考ええる。</p>	<p>当該補助金は、平成15年度をもって廃 止した。</p>	<p>実績報告書の書式については、原則と して、県補助金交付要綱による書式を 使用することとしている。 特例として「協会独自の様式がある場 合には、これに代えることができる。」 とされているが、この特例による実績報 告書の提出を行う場合には、補助対象事 業に係るもののみを明記した書式とし るよう指導を行った。</p>
<p>(8) 山梨県民宿組合連合会事業補助金 自立した事業運営への移行を促すべ きもの</p> <p>平成12年度繰越金441,685円、平成 13年度繰越金192,331円、平成14年度 収支差額185,152円と、毎年度補助額 とほぼ同額の繰越金を計上しているこ とから、補助金は廃止し、自立した事 業運営に移行するよう促すべきであ る。</p>	<p>当該補助金は、平成15年度をもって廃 止した。</p>	<p>協会への補助は少額であり、協会の運 営費に占める割合は小さく協会の自立は 図られつつある。 今後は、さらに補助目的の達成状況の 把握に努め、補助額や補助対象の見直し を行うとともに、中央組織や他都道府県 の協会組織の動向と県内の関連団体の状</p>
<p>(9) 山梨県民宿経営施設等整備資金利子 補助金 補助金の終期を設定すべきもの 新たな融資実績はなく、過去に融資 したものの金利についてだけ補助して</p>	<p>平成16年度以降の新規融資は廃止する こととし、過去に融資したものの金利に ついてのみ平成22年度まで補助すること</p>	<p>協会の中央組織である日本障害者雇 用促進協会の運営に要する経費の一部 を補助するもので、創設後29年を経過 する。</p>